

看板の設置には許可申請が必要です

「伊豆の国市屋外広告物条例」をもとに、屋外広告物の表示・設置の許可や指導などを行っています。

都市計画課 ☎ 055-948-2909

屋外広告物(看板)の許可申請は、なぜ必要?

屋外広告物は、街並みの景観を構成する重要な要素であるため、周辺と調和しているかを確認し、秩序ある美しい街並みを形成するために、許可制としています。また、強風や老朽化による落下・倒壊事故防止のために、管理状態を確認する目的もあります。

自分の敷地に自分のお店(自社)の看板を出すのにも申請が必要?

自分のお店の事業敷地内に表示・設置する看板でも、文字や色によって景観に影響を与えるので、申請が必要です。ただし、敷地内にある全ての看板の合計表示面積によっては、申請が不要な場合もあります。



▲屋外広告物の一例

既に自分のお店の看板があるけど、今から申請が必要?

現在は無許可の状態になっていますので、直ちに申請が必要です。許可基準に適合していない場合は、改修案を申請していただきます。

申請の相談はどこにすればいいの?

都市計画課へ、ご相談ください。広告物の形態や規模によっては、別途、他の法令による手続きが必要となる場合があります。

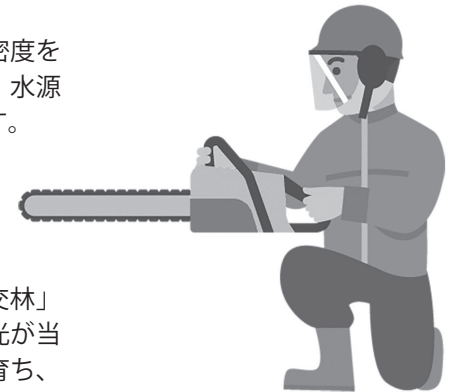
森林整備について

市では、森林環境譲与税を活用し、戸沢地区の手入れが行き届いていない森林でモデル的に間伐を実施しました。

農林課 ☎ 055-948-1460

間伐とは?

森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、日光が当たるよう密度を調整する作業です。光が地表に届くことで草木の成長が促され、水源涵養や土砂災害防止などの森林の持つ多面的機能が発揮されます。



戸沢地区の森林整備

今回の森林整備では、針葉樹と広葉樹が入り混じる「針広混交林」を目指しました。日が当たらず下草が育たない針葉樹の林内に光が当たると、下草や広葉樹が発生します。自然の力で多様な樹木が育ち、さまざまな根系が広がることで、土壌や風当たりなどの要素が分散した災害に強い森林となります。



整備前の森林



整備後の森林

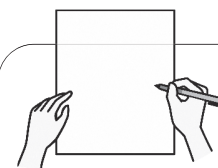
間伐材の活用

森林整備で発生した間伐材は、板材に加工し、大工を養成・訓練する伊豆高等職業訓練校に寄贈しました。授業はもちろん、訓練校が主催する木工教室などで活用します。



寄贈した間伐材の一部

森林などの立木を伐採する場合は届け出をしましょう



所有している森林などの立木を伐採する場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要です。これは、無秩序な伐採により森林の大切な機能が失われないようにするためです。伐採予定箇所が届出の対象地が不明の場合は、農林課に問い合わせください。

- いつ提出するのか
伐採をする90日から30日前までです。
- 誰が提出するのか
森林所有者や立木を買い受けた人などです。
- 枝払いにも必要?
枝払いや枯れ木の処理には不要です。

- 太陽光などの開発をしたい場合は?
土地の形質変更を行う場合も届出が必要です。内容や規模によって申請方法が異なりますので事前にご相談ください。

伊豆の国市 市民憲章審議会の委員募集

企画課 ☎ 055(948)1413

市民憲章の制定に当たり、市民の意見および提案などを広く求めるため、伊豆の国市市民憲章審議会の委員を募集します。

募集人数 / 3人

委員任期 / 委嘱の日から市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間

応募資格

- ・市内に住民登録をしている人
 - ・年齢18歳以上の人
 - ・国および地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
 - ・平日の日中に開催される会議に出席できる人
 - ・外国籍の人は、日本語が理解できる人
- 募集方法 / 応募用紙に必要事項を記入の上、企画課へ持参、郵送、FAX、メールで提出。

※応募用紙は企画課で配布します。また、市HPからもダウンロード可能です。

応募期間 / 6月19日(月)まで
選考方法 / 提出された応募書類などにより選考し、結果は本人宛に通知します。